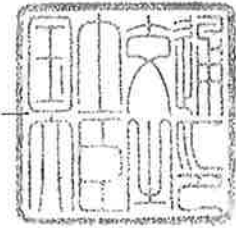


国海員第10号
令和元年5月10日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第325号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
商船三井フェリー株式会社	東京都中央区京橋一丁目一番一号
株式会社日本海洋科学	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
津軽海峡フェリー株式会社	北海道函館市港町三丁目19番2号